

○美作市有料広告掲載の取扱いに関する要綱

平成23年9月5日

告示第69号

改正 平成26年6月10日告示第51号

平成27年3月23日告示第20号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るとともに、市の新たな自主財源を確保することを目的として、市の資産等を広告媒体として有効活用するものとし、広告媒体への有料広告の掲載の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 広報みまさか
- (2) 市ホームページ
- (3) 市が発行するパンフレット、チラシ等その他広告媒体となり得ると市長が認めるもの（以下「その他広告媒体」という。）

(広告の範囲)

第3条 掲載できる広告は、市民生活に関連したものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の印刷物等の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動若しくは個人的宣伝、意見広告その他これらに類するもの
- (4) 人権を侵害する、又はそのおそれのあるもの
- (5) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (6) 市民に不利益を与えるおそれのあるもの
- (7) 虚偽又は誇大な表現その他表示の方法が不適切なもの
- (8) その他掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの

(広告掲載者の資格及び選定基準)

第4条 広告を掲載しようとする者の選定は、地域性又は公共性の高いものを優先することとし、次に掲げる優先順位に従って行うものとする。

- (1) 優先順位 1 市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業等
 - (2) 優先順位 2 国、地方公共団体、公社、公益法人等
 - (3) 優先順位 3 優先順位 1 以外の企業等
 - (4) 優先順位 4 その他市長が適当と認める企業等
- (広告の掲載順序)

第5条 広告の掲載順序は、受付順とする。ただし、市長が認める広告についてはこの限りでない。

(広告の位置、規格、掲載期間、掲載料金等)

第6条 広告の位置、規格、掲載期間、掲載料金等は、別表第1に定めるとおりとする。

(広告掲載等の募集)

第7条 市長は、広報みまさか、市ホームページ等により広告掲載希望者を募集するものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、美作市広告掲載申込書(様式第1号)に、掲載を希望する広告の原稿等を添えて、市長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、前条の広告掲載申込書を受理したときは、速やかに掲載の可否を決定し、申込者に広告掲載決定通知書(様式第2号)又は広告非掲載決定通知書(様式第3号)で通知するものとする。

2 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、速やかに、掲載しようとする広告の版下原稿又は電子媒体等を提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、掲載の決定後市長が指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

(広告主の責任)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿又は電子媒体等の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載料の返還)

第12条 市長は、広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を返還するものとする。

2 市ホームページに掲載する広告において、広告掲載期間内に市の都合で市ホームページ

を閉鎖した場合は、1月を単位として、広告掲載料を返還するものとする。ただし、閉鎖日数の合計が1月当たり5日未満の場合は、広告掲載料の返還は行わない。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主がこの告示又は広告媒体ごとに定める事項に違反する事実が発見されたとき。
- (2) 虚偽の申込みによって掲載の決定を受けたとき。
- (3) 印刷物編集及び発行上支障があるとき。
- (4) 市長が指定する期日までに版下原稿又は電子媒体等を提出しなかったとき。
- (5) 広告掲載料を指定する期日までに納入しなかったとき。
- (6) 広告主に起因する事件等が発生したとき。
- (7) その他広告掲載に支障があると市長が認めたとき。

2 前項の決定の取消しにより生じた広告主の損害については、市は、一切の責任を負わないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、書面を添えて、広告掲載の取下げを申し出ることができる。この場合において、既納の広告掲載料は、返還しないものとする。

(広告掲載審査委員会)

第15条 広告掲載の適正な運営を図るため、美作市広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、必要に応じて開催し、広告の選定について審議する。
- 3 委員会の委員長、副委員長及び委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員会の会議等)

第16条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員会の会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 3 委員会の庶務は、企画振興部企画情報課において処理する。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年6月10日告示第51号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年3月23日告示第20号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

	広報みまさか	市ホームページ	その他の広告媒体
掲載位置	市が指定するページの下段部分	トップページで市が指定する場所	当該広告媒体ごとにその都度別に定める。この場合において、掲載料金については、広告媒体の作成費用、広告募集に要する経費、類似広告の料金等を勘案し決定する。
規格	1 枠 縦50mm×横89mm 2 枠 縦50mm×横178mm ※刷り色黒 ※1 広告主につき1月最大2枠まで ※原稿は各自作成のこと。	バナー広告（1枠） 縦60ピクセル、横160ピクセルサイズ、4KB以内、形式GIF又はJPEG形式（画像は各自作成するものとする。）	
掲載期間	1月を単位とし、最長連続12月とする。ただし、当該年度を超えることはできない。	1月を単位とし、最長連続12月とする。ただし、当該年度を超えることはできない。	
掲載募集枠	12枠以内	8枠以内	
掲載料金	1 枠 10,000円／月 2 枠 20,000円／月	10,000円／月	

別表第2（第15条関係）

委員長	企画振興部長
副委員長	総務部長
委員	市民部長、保健福祉部長、経済部長、建設部長及び教育次長

様式第1号（第8条関係）

美作市広告掲載申込書

年 月 日

美作市長 様

申込者 住所
氏名
電話
F A X
E-mail

美作市有料広告掲載の取扱いに関する要綱第8条の規定に基づき、広告の原稿案を添えて、下記のとおり申し込みます。

記

- 1 掲載希望媒体（番号を○で囲んでください）
 - (1) 広報みまさか
 - (2) 市ホームページ（リンク先： _____)
 - (3) その他の広告媒体（広告媒体の名称： _____)
- 2 掲載希望期間 年 月 日から 年 月 日
- 3 掲載希望枠数 枠
- 4 広告料金の支払い
広告掲載の決定後、指定する期日までに一括前納します。
- 5 その他
 - ・申込みにあたっては、美作市有料広告掲載の取り扱いに関する要綱を遵守します。
 - ・広告に起因する損害賠償請求がなされた場合は、私の責任において解決します。

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

様

美作市長

広告掲載決定通知書

年 月 日付でお申込みいただきました広告掲載について、下記のとおり掲載することと決定いたしましたのでお知らせします。

つきましては、下記により手続をお願いします。

記

1 広告の掲載内容

(1) 掲載媒体

(2) 掲載期間

(3) 掲載枠数

2 広告の版下原稿等の提出期限

年 月 日までに企画情報課まで提出ください。

3 広告掲載料 金 円

4 広告掲載料の納入 年 月 日までに同封の納入通知書により、指定の場所でお支払いください。

5 その他

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

様

美作市長

広告非掲載決定通知書

年 月 日付でお申込みいただきました広告掲載について、
下記の理由により掲載できないことと決定いたしましたのでお知らせいたしま
す。

記

- 1 広告の内容
- 2 非掲載理由

- 3 その他

様式第1号 (第8条関係)

様式第2号 (第9条関係)

様式第3号 (第9条関係)